

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年11月30日
【会社名】	株式会社田中化学研究所
【英訳名】	TANAKA CHEMICAL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 茂苺 雅宏
【本店の所在の場所】	福井県福井市白方町45字砂浜割 5 番10
【電話番号】	0776(85)1801（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 大畑 尚志
【最寄りの連絡場所】	福井県福井市白方町45字砂浜割 5 番10
【電話番号】	0776(85)1801（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 大畑 尚志
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	その他の者に対する割当 3,799,879,000円 一般募集 3,137,148,728円 オーバーアロットメントによる売出し 493,639,000円 (注) 1 その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、2018年11月22日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 2 一般募集の募集金額は、発行価額の総額であり、2018年11月22日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の一般募集における募集の方法は、引受人が発行価額にて買取受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 3 売出金額は、売出価額の総額であり、2018年11月22日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集（一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当によるものを除く。）及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社田中化学研究所東京事務所 （東京都品川区東五反田一丁目10番7号 アイオス五反田4階） 株式会社田中化学研究所大阪支社 （大阪市中央区久太郎町一丁目6番26号 船場L Sビル10階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,918,400株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。 単元株式数は100株であります。

(注) 1 2018年11月30日(金)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、後記「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載のとおり、一般募集(以下「一般募集」という。)3,211,200株及びその他の者に対する割当(以下「その他の者に対する割当」という。)3,707,200株の合計であります。

3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、481,600株を上限として、一般募集の主幹会社であるSMB C日興証券株式会社が当社株主(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は2018年11月30日(金)開催の取締役会において、一般募集及びその他の者に対する割当とは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式481,600株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本第三者割当増資について」をご参照ください。

4 一般募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。

5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、2018年12月11日(火)から2018年12月14日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	3,707,200株	3,799,879,000	1,899,939,500
一般募集	3,211,200株	3,137,148,728	1,568,574,364
計(総発行株式)	6,918,400株	6,937,027,728	3,468,513,864

(注) 1 一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。その他の者に対する割当の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 その他の者に対する割当について」及び後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」をご参照ください。

2 一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、一般募集及びその他の者に対する割当の資本組入額の総額は、それぞれ会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2018年11月22日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】(一般募集)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 2018年12月17日(月) 至 2018年12月18日(火) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	2018年12月21日(金) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2018年12月11日(火)から2018年12月14日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(払込金額)であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の一般募集の資本組入額の総額を前記「(1)募集の方法」に記載の一般募集における新株式発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売価及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.tanaka-chem.co.jp/ir/news/index.html>) (以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2018年12月10日(月)から2018年12月14日(金)までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2018年12月11日(火)から2018年12月14日(金)までとしております。

したがって、

発行価格等決定日が2018年12月11日(火)の場合、申込期間は「自 2018年12月12日(水) 至 2018年12月13日(木)」、払込期日は「2018年12月18日(火)」

発行価格等決定日が2018年12月12日(水)の場合、申込期間は「自 2018年12月13日(木) 至 2018年12月14日(金)」、払込期日は「2018年12月19日(水)」

発行価格等決定日が2018年12月13日(木)の場合、申込期間は「自 2018年12月14日(金) 至 2018年12月17日(月)」、払込期日は「2018年12月20日(木)」

発行価格等決定日が2018年12月14日(金)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますので、ご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(一般募集)へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が2018年12月11日(火)の場合、受渡期日は「2018年12月19日(水)」

発行価格等決定日が2018年12月12日(水)の場合、受渡期日は「2018年12月20日(木)」

発行価格等決定日が2018年12月13日(木)の場合、受渡期日は「2018年12月21日(金)」

発行価格等決定日が2018年12月14日(金)の場合、受渡期日は「2018年12月25日(火)」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】(一般募集)

後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】(一般募集)

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 船場中央支店	大阪市中央区久太郎町二丁目1番30号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

(5) 【募集の条件】(その他の者に対する割当)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	自 2018年12月17日(月) 至 2018年12月18日(火) (注)1	該当事項はあ りません。	2018年12月21日(金) (注)1

(注)1 発行価格、申込期間及び払込期日については、前記「(2) 募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格、申込期間及び払込期日とそれぞれ同一とします。なお、その他の者に対する割当の資本組入額は、その他の者に対する割当の資本組入額の総額をその他の者に対する割当の発行数で除した金額とします。

2 全株式を住友化学株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(その他の者に対する割当)へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所(その他の者に対する割当)へ発行価格を払込むものとします。

(6) 【申込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社田中化学研究所 本社	福井県福井市白方町45字砂浜割5番10

(7) 【払込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 船場中央支店	大阪市中央区久太郎町二丁目1番30号

3【株式の引受け】(一般募集)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,729,600株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所(一般募集)へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	321,100株	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	160,500株	
計		3,211,200株	

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,937,027,728	36,763,000	6,900,264,728

(注) 1 一般募集の引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額の計)は、2018年11月22日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

当社は、足許の需要増加や将来の市場拡大に対応すべく、段階的な設備増強を図っております。第一期投資では、製品生産の前工程である原料溶解設備の増強により、既存の生産設備の稼働率向上と近い将来の販売量増加のための土台を築き、2018年8月には第二期投資として次工程であるリチウムイオン電池向け製品生産設備及び工場のインフラ設備の増強を決定し、さらに2018年11月30日、第三期投資として工場建屋及びリチウムイオン電池向け製品生産設備の増強を決定しました。上記差引手取概算額6,900,264,728円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限468,070,304円と合わせて、手取概算額合計上限7,368,335,032円については、7,368,335,032円を2020年6月末までにリチウムイオン電池向けの製品生産設備に係る設備資金へ、残額が生じた場合は2020年3月末までに足許の旺盛な需要を背景とした増加運転資金へ充当する予定であります。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金その他安全性の高い方法で管理する予定です(当社による資金の引出しが制約されない方法を想定しております。)

なお、当社の設備投資計画は、2018年11月30日(ただし、既支払額については2018年9月30日時点)現在、以下のとおりとなっております。このうち、リチウムイオン電池向け製品増産設備及び排水処理等インフラ設備が第二期投資、リチウムイオン電池向け製品増産設備が第三期投資に該当いたします。

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
福井工場	福井県福井市	リチウムイオン電池向け製品増産設備及び排水処理等インフラ設備	5,000,000	1,081,500	自己資金及び借入金	2018年7月	2019年7月	1,200t / 月
福井工場	福井県福井市	品質保証体制強化設備	700,000	53,200	自己資金及び借入金	2018年8月	2019年1月	-
福井工場	福井県福井市	リチウムイオン電池向け製品増産設備	8,000,000	-	増資資金及び借入金	2018年11月	2020年6月	1,200t / 月

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	481,600株	493,639,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案して行われる、一般募集の主幹事会社であるS M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.tanaka-chem.co.jp/ir/news/index.html>)(新聞等)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、2018年11月22日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2018年 12月17日(月) 至 2018年 12月18日(火) (注) 1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	S M B C日興 証券株式会社 及びその委託 販売先金融商 品取引業者の 本店並びに全 国の各支店及 び営業所		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件 (一般募集)」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件 (一般募集)」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、481,600株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、2018年11月30日（金）開催の取締役会において、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資（本第三者割当増資）を行うことを決議しております。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から当該申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2018年12月11日(火)の場合、「2018年12月14日(金)から2019年1月11日(金)までの間」
発行価格等決定日が2018年12月12日(水)の場合、「2018年12月15日(土)から2019年1月11日(金)までの間」
発行価格等決定日が2018年12月13日(木)の場合、「2018年12月18日(火)から2019年1月16日(水)までの間」
発行価格等決定日が2018年12月14日(金)の場合、「2018年12月19日(水)から2019年1月17日(木)までの間」

となります。

2 本第三者割当増資について

前記「1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2018年11月30日(金)開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

- (1) 募集株式の数は、当社普通株式481,600株とします。
- (2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件(一般募集)」において決定される一般募集における発行価額(払込金額)と同一とします。
- (3) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 払込期日は、2019年1月17日(木)から2019年1月22日(火)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の3営業日後の日とします。

3 ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である田中保は、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、その他の者に対する割当の割当先である住友化学株式会社は、S M B C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、その他の者に対する割当により取得した当社普通株式を含む当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。なお、住友化学株式会社の当社普通株式の保有方針は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」をご参照ください。

また、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(その他の者に対する割当及び本第三者割当増資に係る新株式発行、株式分割による新株式発行等並びにストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

4 その他の者に対する割当について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、当社は2018年11月30日(金)開催の取締役会において住友化学株式会社を割当先とする当社普通株式3,707,200株のその他の者に対する割当を行うことを決議しております。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、住友化学株式会社と引き続き連結関係を維持するためにその他の者に対する割当を行うものであります。その他の者に対する割当にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮にその他の者に対する割当が一般募集における親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、一般募集が中止となる場合は、住友化学株式会社を割当予定先とするその他の者に対する割当も中止いたします。

なお、その他の者に対する割当は、支配株主との取引等に該当いたします。当社が2018年6月29日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書では「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」とし

て、「2017年5月12日に社外役員審議委員会を当社の少数株主の利益の保護に資することを目的として、設置しました。」と記載し、「社外役員審議委員会」に係る事項として、「親会社グループと当社との間の取引に利益が実質的に相反する事項が含まれる場合には、社外役員審議委員会において審議し、結果を取締役に報告します。」と記載しております。当該指針に従い、当社は、その他の者に対する割当の内容及び公正性を社外役員審議委員会において審議しその結果を取締役に報告しており、かつ、当該報告を受けた2018年11月30日(金)開催の取締役会においてその他の者に対する割当は一般募集と同時かつ同条件にて行われることを決定しております。したがって、その他の者に対する割当は当該指針に適合していると判断しております。

また、支配株主と利害関係を有しない当該社外役員審議委員会の構成員4名は、社外役員審議委員会を踏まえ、上記取締役会において、その他の者に対する割当は一般募集と同時かつ同条件に行われ、資金使途、発行条件等は合理的であり、また、割当予定先グループの現在の持株比率を上昇させるものでもないことから、総合的に勘案して、当社の少数株主に不利益を与えるものではないと判断できる旨の意見を述べております。

その他の者に対する割当は、一般募集と同時かつ同条件にて行われることから、その発行条件等は公正性を有していると判断しておりますが、さらに公正性を担保するための措置として、上記のとおり、当社はその他の者に対する割当の内容及び公正性を社外役員審議委員会において審議しその結果を取締役に報告しているほか、支配株主と利害関係を有しない社外役員審議委員会の構成員4名の意見を得ております。なお、その他の者に対する割当に係る当社取締役会での決議に際し、支配株主との関係で利益相反となり得る立場の当社代表取締役副社長執行役員である大畑尚志(住友化学株式会社より出向)及び当社取締役である小坂伊知郎(住友化学株式会社執行役員を兼務)は審議及び決議に参加しないことで、利益相反を回避するための措置を採っております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	住友化学株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区新川二丁目27番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第137期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月21日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第138期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月10日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第138期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月13日 関東財務局長に提出</p>	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数(2018年9月30日現在)	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している提出者の株式の数(2018年9月30日現在)	割当予定先は当社の普通株式12,700,000株保有しております。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
	人事関係	当社は、当該会社より役員及び出向者の派遣を受け入れております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

c . 割当予定先の選定理由	<p>割当予定先である住友化学株式会社と当社は、将来大きな成長が期待される省エネルギー環境対応車用リチウムイオン電池市場を展望した共通の事業目標を有していることから、2013年3月28日付で資本業務提携契約を締結し、共同開発を行うと共に、シナジー効果の発現を進めております。</p> <p>その後、リチウムイオン二次電池市場が省エネルギー環境対応車市場の伸張と共に成長するなかで、2016年8月31日に公表いたしました「住友化学株式会社に対する第三者割当による新株式の発行及び親会社の異動に関するお知らせ」のとおり、2016年10月31日に住友化学株式会社より更なる出資を受け、同社は出資比率50.10%の当社の親会社となっております。</p> <p>当社の事業と高い親和性を有し、かつ親会社である住友化学株式会社に対する第三者割当は、同社の議決権比率を維持し資本関係を継続するために行うものであり、住友化学株式会社と互恵的に企業価値の向上を図ることを趣旨としたものであります。</p>
d . 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 3,707,200株
e . 株券等の保有方針	<p>当社が割当予定先に保有方針の確認をしたところ、割当予定先は、保有する株式及びその他の者に対する割当により取得する株式を安定株主として長期的に保有することを予定しているとのことでした。当社は割当予定先との間におきまして、払込期日より2年間において、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を締結する予定です。</p> <p>なお、割当予定先は、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、その他の者に対する割当により取得した当社普通株式を含む当社普通株式の売却等を行わないことに合意しております。</p>
f . 払込みに要する資金等の状況	<p>当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先が2018年11月13日に関東財務局長に提出した2019年3月期第2四半期報告書に記載の財政状態及び経営成績を確認した結果、割当予定先が割当株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。</p>
g . 割当予定先の実態	<p>割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が同取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、割当予定先が反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。</p>

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の払込金額は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。

上記のその他の者に対する割当の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当し、当社において適切な決定方法であると判断しております。したがって、その他の者に対する割当は会社法に定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。

のと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、2018年11月30日(金)開催の取締役会において、出席監査役3名全員(うち社外監査役3名)が適法である旨の意見を表明しております。

b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

その他の者に対する割当により発行される株式数は3,707,200株(議決権の数37,072個)であり、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数25,350,800株に対する割合は14.62%(2018年9月30日現在の総議決権数253,386個に対する割合は14.63%)に相当するものであります。なお、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本第三者割当増資により発行される合計株式数は最大7,400,000株(議決権の数最大74,000個)であり、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数25,350,800株に対する割合は最大29.19%(2018年9月30日現在の総議決権数253,386個に対する割合は最大29.20%)に相当するものであります。これにより希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金は、世界的に電気自動車へのシフトが加速していること等から環境対応車用途を中心に中長期的な市場の拡大が見込まれておりますリチウムイオン電池向けの製品生産設備に係る資金へ主に充当する予定であり、これは、当社の収益力向上を通じた企業価値の向上及び株主価値の増大に貢献するものと考え、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、資金使途につきましては、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照ください。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
住友化学株式会社(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区新川2-27-1(東京都中央区晴海1-8-11)	12,700	50.12	16,407	50.12
田中 保	福井県福井市	1,264	4.99	1,264	3.86
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	460	1.82	460	1.41
田中 浩	東京都練馬区	300	1.18	300	0.92
株式会社福井銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	福井県福井市順化1-1-1(東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	300	1.18	300	0.92
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	250	0.99	250	0.76
住友生命保険相互会社(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区築地7-18-24(東京都中央区晴海1-8-11)	210	0.83	210	0.64
田中 学	福井県福井市	171	0.67	171	0.52
田中 健	兵庫県神戸市	171	0.67	171	0.52
田中 恵子	福井県福井市	169	0.67	169	0.52
計		15,995	63.13	19,703	60.18

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は2018年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年9月30日現在の所有株式数及び総議決権数に一般募集及びその他の者に対する割当による増加分を加味し、本第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.tanaka-chem.co.jp/ir/news/index.html>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（注1）に係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

（注）1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

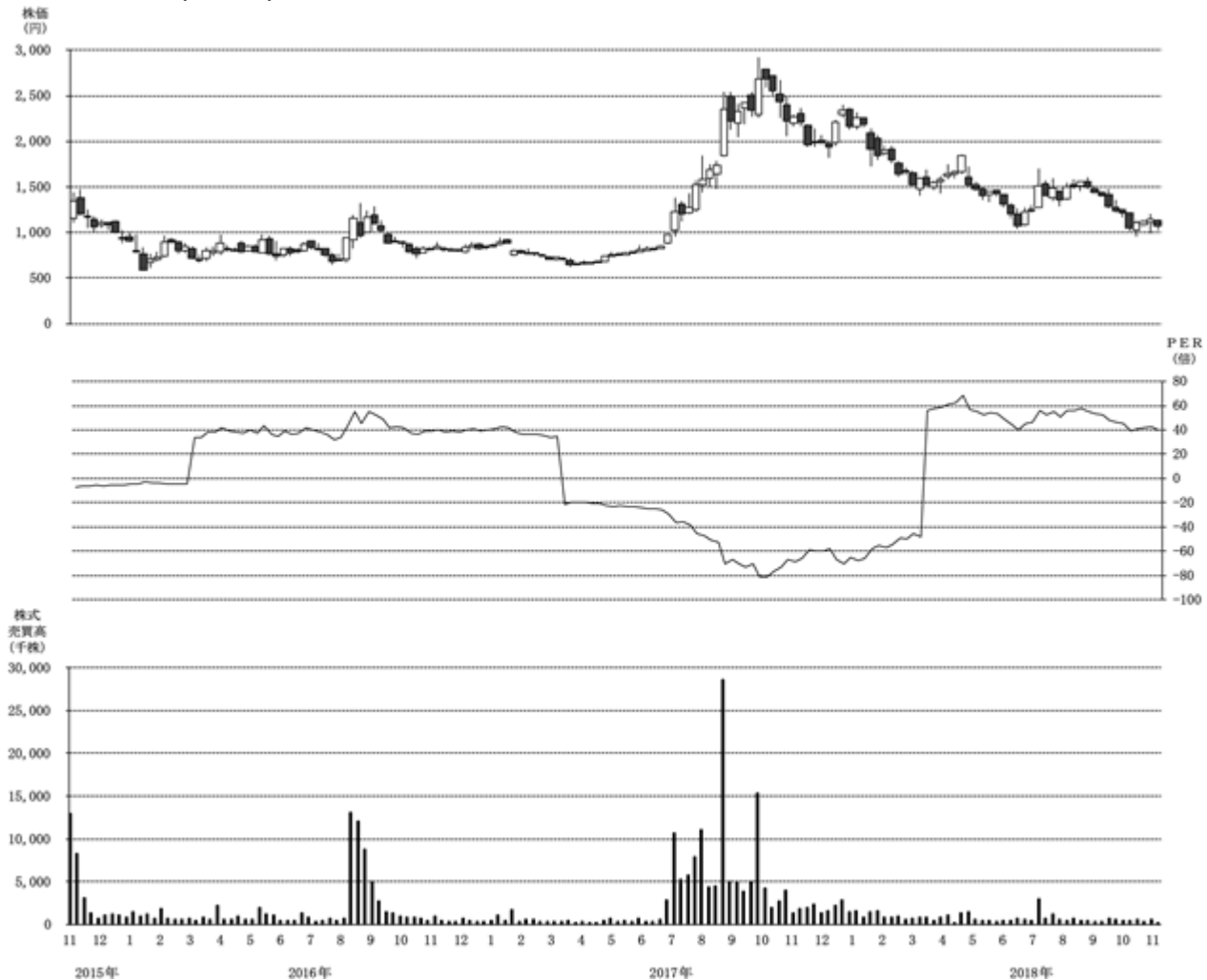
2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

2015年11月30日から2018年11月22日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



（注）1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E Rの算出は以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純損益}}$$

2015年11月30日から2016年3月31日については、2015年3月期有価証券報告書の2015年3月期の財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

2016年4月1日から2017年3月31日については、2016年3月期有価証券報告書の2016年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2017年4月1日から2018年3月31日については、2017年3月期有価証券報告書の2017年3月期の財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

2018年4月1日から2018年11月22日については、2018年3月期有価証券報告書の2018年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

（2015年3月期及び2017年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。）

2【大量保有報告書等の提出状況】

2018年5月30日から2018年11月22日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第62期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第63期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月9日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第63期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月13日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年11月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2018年11月30日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 〆で示しております。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日(2018年11月30日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2018年11月30日)現在において当社が判断したものであります。

(1) 主要原材料の価格変動について

当社製品の主要原材料であるニッケル及びコバルトは国際市況商品であるため、海外の需給状況及び為替相場により仕入価格が変動いたします。また、苛性ソーダや硫酸などの主要ケミカル材料及び重油などの燃料も国内外の需給状況などにより仕入価格が変動いたします。当社製品の販売価格は、基本的には主要原材料価格に連動して決定される仕組みとなっておりますが、主要原材料価格が急激に変動した場合には、製品価格への転嫁が遅れることなどにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 二次電池正極材料への依存度が高いことについて

当社は、無機化学製品として二次電池正極材料、触媒化学薬品及び表面処理化学薬品を製造・販売しておりますが、二次電池正極材料への依存度が2018年3月期において98%以上(数量ベース)と高くなっております。このため、環境対応車及びノートパソコン・スマートフォン・電動工具などの民生機器が主要な用途であります国内外の二次電池の市場動向や技術動向が、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定の取引先への依存度が高いことについて

当社の主な販売先のうち、パナソニックグループ・L&F Co., LTD・Samsung SDI Co., LTDに対する売上高の依存度が2018年3月期において約70%と高くなっております。ついては、このような取引関係が継続困難となった場合や、各社の製品需要の動向その他種々の変化によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (4) 製品のライフサイクルについて
当社は、研究開発型企業として常に技術的に進化した新製品の開発と市場化に向けた努力を行っております。また、主要なマーケットである二次電池市場も日進月歩の技術的進歩が常に起こっており、その結果、当社製品の中には、ライフサイクルが比較的短く、また、その製造設備を他に転用することが困難であるために、十分な減価償却が進まないうちに設備除却または減損処理を余儀なくされる場合があり、その状況によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (5) 生産が福井工場に集中していることについて
当社は、2007年6月末の武庫川工場の閉鎖実施後は、福井工場における一極生産体制となっております。その結果、地震等の自然災害その他何らかの事由により福井工場における生産の円滑な継続に支障の出る事態となった場合には、その状況によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (6) 親会社との関係について
当社の親会社は住友化学株式会社（以下、住友化学といたします。）であり、当社は連結子会社として住友化学グループに属しております。
当社の経営方針についての考え方や利害関係が住友化学との間で常に一致することの保証はなく、住友化学による当社の議決権行使及び保有株式の処分状況等により、当社の事業運営及び当社普通株式の需要関係等に影響を及ぼす可能性があります。
- (7) 他社との競合や価格競争について
当社の事業は価格競争に晒されております。競合他社の生産能力増強、輸出入時の関税など、様々な理由により当社の製品は今後も厳しい価格競争に晒されるものと予想されます。当社はコストの低減に努めておりますが、価格競争を克服できない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (8) 増産計画について
当社の増産計画は、当社製品の需要予測などをふまえて策定し、実行しております。経済情勢の悪化や販売予定先の状況の変化、設備の不具合などにより計画どおりに進展しない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (9) 製品の品質について
当社は、世界的に認められている厳格な品質管理基準に従って、各種製品を製造しておりますが、すべての製品について欠陥が無く、将来にわたってリコールが発生しないという保証はありません。大規模な製品事故や予期せぬ品質問題の発生は、多額のコストや当社の評価に重大な影響を与え、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (10) たな卸資産の評価損について
当社が保有するたな卸資産について、将来需要の変化や市場環境の悪化などにより、評価損の計上が必要となり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (11) 固定資産の減損について
当社は減損会計を適用しております。将来、当社が保有する固定資産について、経営環境の著しい悪化などによる収益性の低下や市場価格の下落などにより、減損損失が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (12) 為替レート変動について
当社は、国内で製造した製品を海外に輸出するとともに海外から原料品を輸入しておりますが、製品輸出高は原料品輸入高を上回っております。外国通貨に対して円高が進行した場合、海外で生産された製品に対する価格競争力が低下することに加え、輸出手取額の減少が輸入支払額の減少を上回ることになります。為替レートの変動によるリスクを完全にヘッジすることはできないため、円高の進行は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (13) 金利変動について
当社は、資金需要に対してその内容や財政状態及び金融環境を考慮し、調達金額・期間・方法を判断しております。今後の金利の変動に備え、変動金利・固定金利を適宜組み合わせることで調達を行うこととしておりますが、金利が上昇した場合には支払利息が増加し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (14) 研究開発について
当社は、販売先のニーズに合わせた新技術・新製品をスピーディーに上市するため、積極的に研究開発を行っております。新製品が販売予定先に採用されない、または新製品の開発が著しく遅延若しくは断念される場合には、競争力が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (15) 知的財産の侵害について
当社は、他社と差別化できる技術とノウハウを蓄積し事業の競争力を強化してきましたが、当社独自の技術・製品とノウハウの一部は、厳正な管理を行っているものの、予期せぬ事態により外部に流出する可能性があり、また、特定の地域ではこれらの知的財産の完全な保護が不可能なため、第三者が当社の知的財産を使用して類似製品を製造することを効果的に防止できない可能性があります。また将来、知的財産に係る紛争が生じ、当社に不利な判断がなされる可能性があります。

(16) 規制変更について

当社は、日本及び販売先の関係する各国の規制に従い、業務を遂行しております。将来における法律、規則、政策、実務慣行、解釈及びその他の変更並びにそれらによって発生する事態が、当社の業務遂行や業績に影響を及ぼす可能性があります。また、将来的に環境及び化学品安全などに対する法的規制が強化され、新たな対策コストが発生する可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社田中化学研究所本社
(福井県福井市白方町45字砂浜割5番10)
株式会社田中化学研究所東京事務所
(東京都品川区東五反田一丁目10番7号 アイオス五反田4階)
株式会社田中研究所大阪支社
(大阪府中央区久太郎町一丁目6番26号 船場L Sビル10階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。